

一者応札等に係る事後チェック様式

担当部局:労働基準局

物品役務等、公共工事等の名称		労働災害防止対策事業委託費(新規起業事業場就業環境整備事業)		
契約により行う事業の概要		新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行うことを目的とし、新規起業事業場に対し、説明会(セミナー)を開催するとともに、専門家を派遣し、指導及び助言等を行う。		
契約の状況 (直近3年度)	年度	平成24年	平成25年	平成26年
	契約者名	(社)全国労働基準関係団体連合会	(公社)全国労働基準関係団体連合会	(公社)全国労働基準関係団体連合会
	契約形態	競争契約	競争契約	競争契約
	応札者数	2者	3者	1者
	支出額(千円)	73,952	76,539	75,970(契約額)
検証結果		【契約形態・契約条件の妥当性】 本事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)による調達を行っている。平成24、25年においては複数者から入札がなされたが、今回については結果として入札者が1者であったものであり、契約形態及び契約条件は妥当であると判断される。 【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】 本委託事業については、かねてより一般競争入札(総合評価落札方式)による調達を行い、競争性の確保に努めている。 なお、本委託事業は、「公共サービス改革基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)別表において、民間競争入札の対象として選定されており、平成26年度中に「競争の導入における公共サービス改革に関する法律」に基づく民間競争入札を実施する予定である。 【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 仕様書で示している資格等の要件を満たし、本事業の目的を遂行できるものであれば、他の主体であっても実施可能であると考える。 【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。) 本委託事業については、かねてから一般競争入札(総合評価落札方式)により調達を行い、公平かつ公正な手続きを経て、結果として同一業者が落札しているものである。 結果的に継続的に実施したことにより、当該者においてセミナーの開催や事業場への指導・助言等のノウハウが集積され、平成25年度は平成24年度に比べセミナーの参加事業場数及び指導・助言等の実施事業場数は増加し(セミナー:2,343事業場(平成24年度)→2,486事業場(平成25年度)、指導・助言等:418事業場(平成24年度)→434事業場(平成25年度))、事業場単位当たりのコストは減少しており(26.8千円(平成24年度)→26.2千円(平成25年度))、効率的な実施が可能となっている。		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		本委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)により調達を行い、結果的に同一業者が落札しているものである。 また、上記のとおり、平成26年度中に「競争の導入における公共サービス改革に関する法律」に基づく民間競争入札を実施することとなっている。 引き続き、本事業の競争性の確保に努める。		

補助金等による継続支出に係る事後チェック様式

担当部局： 医政局

支出等の名称		臨床研修費等補助金		
根拠となる法令等		医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱		
支出を受けて行う事業の概要		平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、一般的な診療において頻繁に関わる疾病に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力(態度・技能・知識)を修得するための臨床研修を実施する。		
支出状況 (過去3年度)	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	支出先法人	(社)日本海員掖済会	(社)日本海員掖済会	(一社)日本海員掖済会
	支出額(千円)	31,038	29,548	24,103
検証結果		【継続的に実施させることの必要性】 本事業においては、医師臨床研修を支援することを目的として、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年12月11日厚生労働省令第158号(以下「臨床研修に関する省令」という。))に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた公私立の臨床研修病院等であり、現に臨床研修医を受け入れている病院を補助対象としている。 当該法人が運営する名古屋掖済会病院及び神戸掖済会病院については、臨床研修に関する省令に基づき、臨床研修病院の指定を受け、平成23年度20名、平成24年度20名、平成25年度19名の研修医を受入れ、適切な指導体制のもと医師臨床研修を行っているものであり、当該法人にも継続的に実施させる必要がある。 【継続的に実施させることの効率性】 継続的に実施させることにより、臨床研修病院間等での競争を促し、より質の高い医師臨床研修の実施が期待できる。 【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 臨床研修に関する省令に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた公私立の臨床研修病院等及び公私立大学附属病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院で、平成23年度は913か所、平成24年度は915か所、平成25年度は919か所で実施しているところである。 【他の法人を競争的に選定することの検討結果】 他の法人等においても実施しているところである。		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		本事業については、他の主体においても実施されているところであり、適切な指導体制のもと行われている医師臨床研修であれば、継続的に実施させることが必要である。今後も引き続き、実施主体における医師臨床研修の指導体制等の状況を踏まえながら、事業を実施することとし、研修の質の維持等に努めていく。		